

## 規制支援審議会の答申（令和3年3月）

令和3年3月15日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄 殿

規制支援審議会  
委員長 藤田 昇三  
(公印省略)

「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

当審議会に諮問〔令 01 原機（防企）003〕のあった事項「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」について、審議結果を下記のとおり答申します。

#### 記

安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源については、安全研究・防災支援部門の職員数を確保するとともに、自らの技術基盤を高めるために必要な運営費交付金の確保について、機構全体の運営費交付金における研究費が減少する中でも維持されていることにより、強化への対応が図られていることを確認した。なお、過年度の答申において提示を求めた部門への予算配算や収支等については、その内訳を含めて開示されており、原子力緊急時支援・研修センターの予算も含めて継続的な開示の予定が示されたことにより、これを了解した。

受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。今後も、現行ルールの実効性をより高めるため、再委託先を含めた研究実施者に対する中立性の確認事項や確認方策についてなど、ルールの改正の必要性も含め検討していただきたい。また、原子力機構内で内部監査が行われることについては、監事と連携した取り組みを検討していただきたい。

センター長の権限を超える決裁状況については、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ、被規制側の部門長を兼務する安全研究・防災支援部門長の決裁状況を審議した結果、現状の運用で中立性は担保されていると判断される。なお、部門長が被規制側の部門を兼務することへの対応として、部門長に付与されている決裁権限を理事長が決裁することに変更する予定が示されたことは、改善につながるものである。なお、本審議会からの答申書への対応について、ガバナンスの

面でも十分なものとなるよう検討し、次回報告されたい。

以上の確認をもって、部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保した運営がなされていると判断されるが、審議会において今後も引き続き実施状況を確認していく必要がある。

以上